

## 東海第二発電所 設置変更許可 記載の適正化箇所の抽出について

分類	内 容	リスト「理由」記載
A	工認審査指摘に基づき、記載内容の適正化を行うもの。また、その水平展開	・記載内容の適正化（工認審査反映）
B	社内チェックに基づき、記載内容の適正化を行うもの	・記載内容の適正化
C	記載内容の統一、用語・体裁の適正化等	・記載内容の統一 ・用語の適正化 ・表現・体裁の適正化 <u>なお、工認審査指摘及びその水平展開については「（工認審査反映）」を付ける</u>
D	上記以外	その他  ⇒現段階で対象無し

記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】  
 A：記載内容の適正化(工認審査反映)、C：記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B：記載内容の適正化(その他)、D：上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ
A-1	12条関連	本文 五号口(3)(i)a.(g-3) 添付書類八 1.9.7.1 第12条	58 8-1-580	下10~下8 下4~下3	①-4 ④-6	消火系のうち構内消火用ポンプ、ディーゼル駆動構内消火ポンプ、原水タンク及び多目的タンクは、東海発電所と共用とするが、…	消火系のうち電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、構内消火用ポンプ、ディーゼル駆動構内消火ポンプ、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクは、東海発電所と共用とするが、…	記載内容の適正化(工認審査反映) ・屋内消火設備の共用の明確化	-
A-2	46条関連	本文 五号ホ(3)(ii)b.(b-2-1) 添付書類八 1.9.7.1 第46条 5.8.2(2)a.	141 8-1-699 8-5-87	下15~下13 下5~下3 上7~上9	①-14 ④-13 ⑤-7	…、逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び…	…、逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、可搬型代替直流電源設備及び…	記載内容の適正化(工認審査の反映) ・第46条(原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備)2項の要求は、可搬型設備による対応を要求していることから、常設設備の記載を削除	-
A-3	47条関連	本文 五号ホ(3)(ii)b.(c) 添付書類八 1.9.7.1 第47条 5.9.2.1	155 8-1-711 8-5-117	下9~下8 下4~下3 上10~上11	①-17 ④-21 ⑤-13	…重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。	…重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。また、これらの多様性及び位置的分散によって、低圧代替注水系(常設)及び低圧代替注水系(可搬型)は、互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。	記載内容の適正化(工認審査の反映) ・前段でSA設備(常設)とSA設備(可搬型)の多様性、位置的分散を記載しており、その結論としてSA設備(常設)とSA設備(可搬型)の独立性を明記	-
	49条関連	本文 五号リ(3)(ii)a.(b-2-4) 添付書類八 1.9.7.1 第49条 9.6.2.1	219 8-1-725 8-9-58	上6 下3 下1	①-26 ④-32 ⑥-14	…重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。	…重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。また、これらの多様性及び位置的分散によって、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)及び代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)は、互いに重大事故等対処設備としての独立性を有する設計とする。		
A-4	51条関連	本文 五号リ(3)(ii)c.(a-2) 添付書類八 9.8.2(1)b.	229 8-9-91	上5~上7 上14~上16	①-27 ⑥-17	…、西側淡水貯水設備又は代替淡水源(代替淡水貯槽を除く)の水を格納容器下部注水系を経由してベDESTAL(ドライウエル部)へ注水し、…	…、西側淡水貯水設備の水を格納容器下部注水系を経由してベDESTAL(ドライウエル部)へ注水し、…	記載内容の適正化(工認審査反映) ・可搬型代替注水中型ポンプ水源の適正化	-
		1.9.7.1 第51条	8-1-732~733	下1~上3	④-38	…、西側淡水貯水設備又は代替淡水源(代替淡水貯槽を除く)の水を、可搬型代替注水大型ポンプにより代替淡水貯槽の水を格納容器下部注水系を経由してベDESTAL(ドライウエル部)へ注水し、…	…、西側淡水貯水設備の水を格納容器下部注水系を経由してベDESTAL(ドライウエル部)へ注水し、…	記載内容の適正化(工認審査反映) ・可搬型代替注水中型ポンプの水源の適正化 ・格納容器下部注水系(可搬型)は格納容器下部注水系(常設)との独立性が基準要求であるため、可搬型代替注水大型ポンプ(常設と水源を共用)の記載を削除	-
A-5	53条関連	添付書類八 9.1.2.3.1	8-9-24	上11~下9	⑥-5	…、閉状態の維持又は開放時に再開止が可能な設計とする。また、原子炉建屋外側ブローアウトパネルは、高圧の原子炉冷却材が原子炉建屋原子炉棟に漏えいして蒸気となり、原子炉建屋原子炉棟の圧力が上昇した場合において、外気との差圧により自動的に開放し、原子炉建屋原子炉棟内の圧力及び温度を低下させることができる設計とする。	…、閉状態の維持又は開放時に再開止が可能な設計とする。	記載内容の適正化(工認審査反映) ・9.1.2は重大事故等対処設備に対する記載であり、原子炉建屋外ブローアウトパネルはSA設備として分類されないため記載を削除 (DB設備としては、9.1.1.4.2.1 原子炉建屋(添八P8-9-15)に記載している。)	-

記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】  
 A：記載内容の適正化(工認審査反映)、C：記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B：記載内容の適正化(その他)、D：上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ	
A-6	56条関連	本文 五号リ(3)(ii) f.(a-5)	245~246	下9~上1	①-31	…水を供給するための水源であるとともに、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系(可搬型)、代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)及び格納容器下部注水系(可搬型)の水源として、また、使用済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)及び代替燃料プール注水系(可搬型スプレインズル)の水源として、代替淡水源である	…水を供給するための水源であるとともに、格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置へのスクラビング水補給の水源として、代替淡水源である…	記載内容の適正化(工認審査反映) ・代替淡水源(多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク)を水源とする設備の適正化	-	
		添付書類八 9.12.2(1)e.	8-9-150	上12~下7	⑥-30					
		本文 五号リ(3)(ii) f.(a-5)	246	上3~上8	①-31	各系統の詳細については、「二(3)(ii) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」、「ホ(3)(ii) b. (c) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「リ(3)(ii) a. 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」及び「リ(3)(ii) c. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備」に記載する。	削除	記載内容の適正化(工認審査反映) ・上記の明確化に伴う記載の削除	-	
		添付書類八 9.12.2(1)e.	8-9-150~151	下4~上1	⑥-30	各系統の詳細については、「4.3 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」、「5.9 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「9.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」及び「9.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備」に記載する。	削除	記載内容の適正化(工認審査反映) ・上記の明確化に伴う記載の削除	-	
		添付書類八 1.9.7.1 第56条	8-1-758	上11~下6	④-63	…水を供給するための水源であるとともに、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代替注水系(可搬型)、代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)及び格納容器下部注水系(可搬型)の水源として、また、格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置へのスクラビング水補給の水源として、さらに、使用済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である代替燃料プール注水系(注水ライン)、代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)及び代替燃料プール注水系(可搬型スプレインズル)の水源として、代替淡水源である…	…水を供給するための水源であるとともに、格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置へのスクラビング水補給の水源として、代替淡水源である多目的タンク、…	記載内容の適正化(工認審査反映) ・代替淡水源(多目的タンク、原水タンク、ろ過水貯蔵タンク及び純水貯蔵タンク)を水源とする設備の適正化	-	
添付書類八 1.9.7.1 第56条	8-1-758~759	上4~上1	④-63	各系統の詳細については、「第五十四条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」、「第四十七条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」、「第四十九条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」及び「第五十一条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備」に記載する。	削除	記載内容の適正化(工認審査反映) ・上記の明確化に伴う記載の削除	-			

記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】  
 A：記載内容の適正化(工認審査反映)、C：記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B：記載内容の適正化(その他)、D：上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ
A-7	59条関連	添付書類八 6.10.2.2	8-6-183	下7~下5	⑤-18	…、中央制御室換気系フィルタユニット、 <b>非常用ガス処理系排風機、非常用ガス再循環系排風機、原子炉建屋原子炉棟及び非常用ディーゼル発電機は、…</b>	…、中央制御室換気系フィルタユニット及び非常用ディーゼル発電機は、…	記載内容の適正化(工認審査反映) ・非常用ガス処理系等は重大事故緩和設備であるためDB設備との多様性及び位置的分散の記載から削除	-
A-8	53条関連	添付書類八 9.10.2c.(a)	8-9-123	下7~下1	⑥-26	水素排出に使用する原子炉建屋ガス処理系及び非常用交流電源設備並びに静的触媒式水素再結合器による水素濃度の上昇抑制に使用する原子炉建屋原子炉棟は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち多様性及び位置的分散の設計方針は適用しない。	<b>削除</b>	記載内容の適正化(工認審査反映) ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備は重大事故緩和設備であるためDB設備との多様性及び位置的分散の記載を削除	-
A-9	51条関連	本文 五号リ(3)(ii)c.(a-2)	229	上11~下9	①-27	また、可搬型代替注水大型ポンプにより、 <b>代替淡水源(代替淡水貯槽を除く)</b> の水を格納容器下部注水系を経由してベDESTAL(ドライウエル部)へ注水し、溶融炉心が落下するまでにベDESTAL(ドライウエル部)にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。 なお、 <b>代替淡水貯槽からも取水できる設計とする。</b>	また、可搬型代替注水大型ポンプにより、代替淡水貯槽の水を格納容器下部注水系を経由してベDESTAL(ドライウエル部)へ注水し、溶融炉心が落下するまでにベDESTAL(ドライウエル部)にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。	記載内容の適正化(工認審査反映) ・可搬型代替注水大型ポンプの水源の適正化	-
		添付書類八 1.9.7.1 第51条	8-1-733	上6~上11	④-38	また、可搬型代替注水大型ポンプ、配管・ホース・弁類、計測制御装置等で構成し、可搬型代替注水大型ポンプにより、 <b>代替淡水源(代替淡水貯槽を除く)</b> の水を格納容器下部注水系を経由してベDESTAL(ドライウエル部)へ注水し、溶融炉心が落下するまでにベDESTAL(ドライウエル部)にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。なお、 <b>代替淡水貯槽からも取水できる設計とする。</b>	また、可搬型代替注水大型ポンプ、配管・ホース・弁類、計測制御装置等で構成し、可搬型代替注水大型ポンプにより、代替淡水貯槽の水を格納容器下部注水系を経由してベDESTAL(ドライウエル部)へ注水し、溶融炉心が落下するまでにベDESTAL(ドライウエル部)にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。	記載内容の適正化(工認審査反映) ・可搬型代替注水大型ポンプの水源の適正化	-
A-10	51条関連	本文 五号リ(3)(ii)c.(a-2)	229	下8~下7	①-27	格納容器下部注水系(可搬型)は、代替淡水源( <b>代替淡水貯槽を除く</b> )が枯渇した場合において、…	格納容器下部注水系(可搬型)は、代替淡水源が枯渇した場合において、…	記載内容の適正化(工認審査反映) ・格納容器下部注水系(可搬型)は西側淡水貯水設備又は代替淡水貯槽を水源として使用するため、水源の適正化	-
		添付書類八 9.8.2(1)b.	8-9-92	上1~上2	⑥-17				-
A-11	49条関連	本文 五号リ(3)(ii)a.(b-2-4)	218	上7~上11	①-26	また、代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)は、西側淡水貯水設備を水源とすることで、サブレーション・チェンバを水源とする残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)及び代替淡水貯槽を水源とする代替格納容器スプレイ冷却系(常設)に対して異なる水源を有する設計とする。	代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)の <b>可搬型代替注水中型ポンプ</b> は、西側淡水貯水設備を水源とすることで、サブレーション・チェンバを水源とする残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)及び代替淡水貯槽を水源とする代替格納容器スプレイ冷却系(常設)に対して異なる水源を有する設計とする。また、 <b>代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)の可搬型代替注水大型ポンプ</b> は、代替淡水貯槽を水源とすることで、サブレーション・チェンバを水源とする残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)に対して異なる水源を有する設計とする。	記載内容の適正化(工認審査反映) ・代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)の可搬型代替注水中型ポンプと大型ポンプの水源が異なるため記載を適正化	-
		添付書類八 1.9.7.1 第49条	8-1-725	上1~上4	④-31				
		9.6.2.1	8-9-58	上6~上9	⑥-13				-

記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】  
 A：記載内容の適正化(工認審査反映)、C：記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B：記載内容の適正化(その他)、D：上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ
A-12	50条関連	本文 五号リ(3)(ii)b. 添付書類八 第9.7-1表	225 8-9-82		①-27 ⑥-15	代替循環冷却系ポンプ 台数 1(予備1)	代替循環冷却系ポンプ 台数 2	記載内容の適正化(工認審査反映) ・Mark-II型原子炉格納容器の特徴を踏まえ多重性を有する設計とすることを考慮した台数表記の適正化	- -
A-13	48条関連	本文 五号ホ(4)(vi)b.(a) 最終ヒートシンク 添付書類八 1.9.7.1 第48条 5.10.2.1	163 8-1-715 8-5-136	上1~上5 上13~下9 上12~下10	①-19 ④-24 ⑤-15	格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置は、原子炉建屋外の格納容器圧力逃がし装置格納槽に、及び圧力開放板は、原子炉建屋近傍の屋外に設置し、…異なる区画に設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図った設計とする。	格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置は原子炉建屋外の格納容器圧力逃がし装置格納槽に、圧力開放板は原子炉建屋近傍の屋外に設置し、…異なる区画に設置することで、 <b>残留熱除去系及び残留熱除去系海水系</b> と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図った設計とする。	記載内容の適正化(工認審査反映) ・格納容器圧力逃がし装置と位置的分散を図る対象の明確化	-
A-14	57条関連	添付書類八 第10.2-1表	8-10-60		⑥-33	(7)燃料給油設備 b. 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 最高使用温度 66°C	(7)燃料給油設備 b. 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 最高使用温度 55°C	記載内容の適正化(工認審査反映) ・既設設計(55°C)との整合	-
A-15	40条関連	添付書類八 第10.6-1表	8-10-175~176		⑥-57	(20) 格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ (21) 常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ (22) 常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ (25) 原子炉建屋付属棟東側水密扉 材料 炭素鋼	(20) 格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ (21) 常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ (22) 常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ (25) 原子炉建屋付属棟東側水密扉 材料 ステンレス鋼	記載内容の適正化(工認審査反映) ・スライド式のハッチ、扉であるためステンレス鋼の使用が適している	-
A-16	43条関連	本文 五号口(3)(i)b.(c-1-1-2) 添付書類八 1.1.7.1(1)b.	89 8-1-19	上10~上12	①-5 ③-5	クラゲ等の海生生物の影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、 <b>複数の取水箇所を選定できる</b> 設計とする。	クラゲ等の海生生物の影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、 <b>予備を有する</b> 設計とする。	記載内容の適正化(工認審査反映) ・SA設備としての取水箇所はSA用海水ピットのみであるため、海生生物に対する設計方針の適正化	-
A-17	43条関連	本文 五号口(3)(i)b.(c-3-1) 添付書類八1章 1.1.7.3(1)	98 8-1-26~27	下10~下11 下1~上1	①-8 ③-9	…、位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。	…、 <b>風荷重を考慮すること又は</b> 位置的分散を考慮した <b>設置若しくは</b> 保管により、機能を損なわない設計とする。	記載内容の適正化(工認審査反映) ・SA設備の電巻防護設計の適正化(BOP閉止装置等を考慮)	-
A-18	9条関連	本文 五号又(3)(ii)b.	275	上11~上13	①-32	溢水拡大防止堰 個数 21 止水板 個数 29	溢水拡大防止堰 個数 一式 止水板 個数 一式	記載内容の適正化(工認審査反映) ・基本設計としての個数記載の適正化	-

記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】  
 A：記載内容の適正化(工認審査反映)、C：記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B：記載内容の適正化(その他)、D：上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ
A-19	59条関連	添付書類八 第8.3-3表	8-8-48		⑥-1	(4) 中央制御室遮蔽 厚さ 400 mm以上 材料 鉄筋コンクリート	(4) 中央制御室遮蔽 厚さ 395 mm以上 材料 普通コンクリート	記載内容の適正化(工認審査反映) ・公称値に許容差を見込んだ値(遮へい設計として要求される最小値)に適正化 ・遮へいとしての材料の記載適正化	-
		添付書類八 第8.3-4表	8-8-49~50		⑥-1~2	(1) 中央制御室遮蔽 厚さ 400 mm以上 材料 鉄筋コンクリート  (2) 中央制御室待避室遮蔽 厚さ 400 mm以上 材料 鉄筋コンクリート  (3) 格納容器圧力逃がし装置 第二弁操作室遮蔽 厚さ 1,200mm以上(フィルタ装置 上流配管が敷設される側の遮蔽) 400mm以上(上記以外の遮蔽) 材料 鉄筋コンクリート  (4) 緊急時対策所遮蔽 厚さ 100 cm以上 材料 鉄筋コンクリート	(1) 中央制御室遮蔽 厚さ 395 mm以上 材料 普通コンクリート  (2) 中央制御室待避室遮蔽 厚さ 395 mm以上 材料 普通コンクリート  (3) 格納容器圧力逃がし装置 第二弁操作室遮蔽 厚さ 1,195mm以上(フィルタ装置 上流配管が敷設される側の遮蔽) 395mm以上(上記以外の遮蔽) 材料 普通コンクリート  (4) 緊急時対策所遮蔽 厚さ 99 cm以上 材料 普通コンクリート		
A-20	43条関連	添付書類八 第1.1.7-1表	8-1-83~84		③-15 (B-9と同頁)	系統機能 ・発電所内の通信連絡 代替する機能を有する設計基準対象施設 /設備 -	系統機能 ・発電所内の通信連絡 代替する機能を有する設計基準対象施設 /設備 ・安全パラメータ表示システム (SPDS))	記載内容の適正化(工認審査反映) ・他プラントとの整合	-
						系統機能 ・温度、圧力、水位、注水量の計測・監視 ・圧力、水位、注水量の計測・監視 代替する機能を有する設計基準対象施設 /設備 -	系統機能 ・温度、圧力、水位、注水量の計測・監視 ・圧力、水位、注水量の計測・監視 代替する機能を有する設計基準対象施設 /設備 ・各計器		
A-21	61条関連	本文 五号又(3)(vi)	280	上11	①-32	…、緊急時対策所の気密性、緊急時対策所非常用換気設備の機能とあいまって、…	…、緊急時対策所の気密性、緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって、…	記載内容の適正化(工認審査反映)	-

記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】

A : 記載内容の適正化(工認審査反映) 、 C : 記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B : 記載内容の適正化(その他) 、 D : 上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ
B-1	43条関連	添付書類八 第1.1.7-1図~4図, 6図, 8図	8-1-96~99, 101, 103	図中	③-17~22	-	比較表参照	記載内容の適正化 用語の適正化 ・第1.1.7-1表(主要な重大事故等対処設備の設備分類等)との整合	-
B-2	43条関連	添付書類八 1.4.3.6(2)c.(b)	8-1-242	上2~上5	③-34	また、緊急用海水ポンプピット地上敷設部(換気用配管)については、漂流物の衝突により損傷した場合に緊急用海水ポンプモータ設置エリアへの浸水経路となり得ることから、漂流物の衝突影響の評価対象とする。	削除	記載内容の適正化 ・緊急用海水ポンプピット内の空調は内気を循環させる設計であり、地上敷設部を設置しないため削除(まとめ資料43条共-2との整合)	-
B-3	46条関連	本文五号へ(5)(x iii)b.(a-1) 添付書類八 6.8.2(2)a.(a)	187 8-6-155	上5~上6 下8~下7	①-21 ⑤-17	…、非常用窒素供給系は、逃がし安全弁の作動に必要な自動減圧機能用アキュムレータの充填圧力が喪失した場合において、…	…、非常用窒素供給系は、逃がし安全弁の作動に必要な <b>逃がし弁機能用アキュムレータ及び自動減圧機能用アキュムレータ</b> の充填圧力が喪失した場合において、…	記載内容の適正化 ・逃がし安全弁を作動させるアキュムレータの適正化(逃がし弁機能追加)	-
B-4	47条関連	本文五号ホ(3)(ii)b.(c) 添付書類八 1.9.7.1 第47条 5.9.2.1	154~155 8-1-710~711 8-5-116	下1~上1 下1~上1 下5~下4	①-17 ④-20 ⑤-13	可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、原子炉建屋から離れた屋外に分散して保管することで、…	可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは、原子炉建屋及び <b>常設低圧代替注水系格納槽</b> から離れた屋外に分散して保管することで、…	記載内容の適正化 ・可搬型代替注水ポンプと常設低圧代替注水系ポンプとの位置的分散の明確化	-
B-5	49条関連	添付書類八 9.6.2(2)b.	8-9-56	上2~上3	⑥-12	残留熱除去系、残留熱除去系海水系及び <b>非常用交流電源設備</b> は、設計基準事故対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、…	残留熱除去系及び残留熱除去系海水系は、設計基準事故対処設備であるとともに重大事故等時においても使用するため、…	記載内容の適正化 ・全交流動力電源喪失時の常設代替交流電源設備による残留熱除去系の復旧の記載のため、非常用交流電源の記載は削除	-
				下8		非常用交流電源設備については、「10.1非常用電源設備」に記載する。	削除		
B-6	61条関連	本文五号又(3)(vi)	280	下11~下9	①-32	…、緊急時対策所を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所加圧設備は、ブルーム通過時において、緊急時対策所を正圧化し、…	…、緊急時対策所 <b>建屋</b> を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所加圧設備は、ブルーム通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、…	記載内容の適正化 ・加圧エリアの範囲の記載適正化 ・緊急時対策所加圧設備による加圧範囲について、緊急時対策所等とは「災害対策本部室」、「宿泊・休憩室」の他に、「食料庫」、「エアロック室」、「災害対策本部室空調機械室」を含む。(第10.9-3図(P8-10-235)参考)	-
		添付書類八 1.9.7.1 第61条	8-1-785	上11~下7	④-75	…。また、緊急時対策所の加圧のために、… 緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所を正圧化し、…。また、緊急時対策所加圧設備は、ブルーム通過時において、緊急時対策所を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。緊急時対策所用差圧計は、緊急時対策所が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。	…。また、緊急時対策所等の加圧のために、… 緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所 <b>建屋</b> を正圧化し、…。また、緊急時対策所加圧設備は、ブルーム通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。緊急時対策所用差圧計は、緊急時対策所等が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。		
		10.9.2.2(1)a.	8-10-216	下12~下4	⑥-59	…、緊急時対策所の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できるものを、…	…、緊急時対策所等の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できるものを、…		
B-7	61条関連	添付書類八 10.9.2.2.1	8-10-220	上9~上11	⑥-60	…、1台で緊急時対策所内を換気するために必要なファン容量及びフィルタ容量を有するものを…	…、1台で緊急時対策所 <b>建屋</b> 内を換気するために必要なファン容量及びフィルタ容量を有するものを…	記載内容の適正化 ・換気エリアの範囲の明確化	-

記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】  
 A：記載内容の適正化（工認審査反映）、C：記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B：記載内容の適正化（その他）、D：上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ
B-8	58条関連	追補1 1.15.2.2(1)a.	1.15-26	上9～上11	⑧-8	全交流動力電源喪失が発生した場合に、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系、B系及び中性子モニター蓄電池A系、B系又は常設代替直流電源設備である緊急用125V系蓄電池からの給電に関する手順は…	全交流動力電源喪失が発生した場合に、所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系、B系又は常設代替直流電源設備である緊急用125V系蓄電池からの給電に関する手順は…	記載内容の適正化 ・中性子モニター用蓄電池A系、B系は、所内常設直流電源設備ではないことから、代替電源から給電する手順の記載から削除	-
B-9	43条関連	添付書類八 第1.1.7-1表	8-1-74～84		③-10～16	-	比較表参照	記載内容の適正化 ・代替循環冷却系に係わるパラメータの設定は、プラント状態を直接的に監視可能なパラメータを設定していたが、直接的なパラメータに加え、ポンプの注水特性を用いた間接的なパラメータを追加 ・用語の適正化	-
	58条関連	添付書類八 第6.4-2表	8-6-90, 93	⑤-19～20					
		第6.4-3表	8-6-101, 106	⑤-25, 30					
		追補1 第1.15-2表	1.15-37, 42	⑧-9, 10					
	第1.15-3表	1.15-56, 62	⑧-17, 23						
B-10	5条関連	添付書類八 第1.3-2表	8-1-157～163		③-24～30	-	比較表参照	記載内容の適正化 ・第1.1.7-1表(主要な重大事故等対処設備の設備分類等)との整合 ・用語の適正化	-



記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】

A : 記載内容の適正化(工認審査反映)、C : 記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B : 記載内容の適正化(その他)、D : 上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ		
C-1	24条関連	本文 五号へ(3)(i)	171	上6	①-20	(i) 制御材の <b>本数</b> 及び構造	(i) 制御材の <b>個数</b> 及び構造	用語の適正化 ・「設置許可申請に係わる運用ガイド」に従った記載に適正化	-		
C-2	32条関連	本文 五号リ(2)	207	下6	①-23	(2) 原子炉格納容器の <b>最高使用</b> 圧力及び <b>最高使用</b> 温度並びに漏えい率	(2) 原子炉格納容器の <b>設計</b> 圧力及び <b>設計</b> 温度度並びに漏えい率	用語の適正化 ・「設置許可申請に係わる運用ガイド」に従った記載に適正化	-		
C-3	全般	添付書類八 1.4.1.1(3)d.	8-1-186	下2	③-31	補機冷却 <b>用</b> 海水ポンプ	補機冷却 <b>系</b> 海水系ポンプ	用語の適正化	P53 上9 P62 上17~上18 P355 下5~下6		
		1.4.1.1(3)d.	8-1-187	上2, 上5, 上8	③-31						
		1.4.3.1(4)d.	8-1-227	上11, 上14	③-32						
		第1.4-4図	8-1-278		③-36						
		5.6.1.1.1	8-5-60	下11	⑤-5						
		5.6.1.1.3	8-5-61	下11	⑤-5						
		10.13.1.1.1	8-10-266	上10	⑥-63						
		5.11.3(8)	8-5-152	下6	⑤-16					補機冷却 <b>用</b> ポンプ	補機冷却 <b>系</b> 海水系ポンプ
		追補2. I 1.2.2.1(2)a.(b)	別添1.2.2-6	下1	⑧-38					補機冷却 <b>系</b> 海水系ポンプ	補機冷却 <b>系</b> 海水系ポンプ
		1.2.2.1(2)b.	別添1.2.2-7	上2	⑧-38						
		第1.2.2.1-2表	別添1.2.2-19		⑧-39						
第1.2.2.1-3表	別添1.2.2-20		⑧-40								
第1.2.2.1-3表	別添1.2.2-22		⑧-41								
第1.2.2.1-4表	別添1.2.2-25		⑧-42								
第1.2.2.1-5表	別添1.2.2-26		⑧-43								
第1.2.2.3-1表	別添1.2.2-31		⑧-44								
C-4	全般	本文 五号リ(3)(ii)b.(b)	225	下11	①-27	残留熱除去海水系ポンプ	残留熱除去 <b>系</b> 海水系ポンプ	用語の適正化	-		
C-5	全般	添付書類十 第7.1.4.1-2図	10-7-272	※3内	⑦-9	非常用ディーゼル発電機海水ポンプ	非常用ディーゼル発電機 <b>用</b> 海水ポンプ	用語の適正化	-		
		第7.1.8-1図	10-7-496		⑦-10	非常用ディーゼル発電機 <b>用</b> 海水系ポンプ	非常用ディーゼル発電機 <b>用</b> 海水ポンプ				
		第1.2.1.4-7表	別添1.2.1-103		⑧-36	非常用ディーゼル発電機 <b>冷却</b> 海水ポンプ	非常用ディーゼル発電機 <b>用</b> 海水ポンプ				
		第1.2.1.4-12表	別添1.2.1-108		⑧-37						

記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】

A : 記載内容の適正化(工認審査反映)、 C : 記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B : 記載内容の適正化(その他)、 D : 上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ
C-6	全般	本文 五号リ(1) 追補2. I 別紙2 2.2(1)a.	207 別紙2-5	下10 下3~下2	①-23 ⑧-46	ダイヤフラム部直径	ダイヤフラム部直径	用語の適正化	-
		別紙2 2.2(3)	別紙2-7	上3	⑧-46	ダイヤフラムフロア	ダイヤフラム・フロア	用語の適正化	-
		別紙2 第1図	別紙2-23		⑧-47				
		別紙9 図3	別紙9-7		⑧-48				
		別添 1.1.1.1(1) c.(c)	1.1.1-4	下11~下10	⑧-34	ダイヤフラムフロア	ダイヤフラム・フロア		
		別添 第1.1.1.1-8図	1.1.1-100		⑧-49				
		別添 2.1.1.1(1)a.	2.1.1-1	下8, 下6	⑧-50				
C-7	12条関連	本文 五号ロ(3)(i)a.(g-3) 添付書類八 1.9.7.1 第12条	57 8-1-579	上5~上6 上10	①-3 ④-5	…、雑固体廃棄物焼却装置、雑固体減容処理設備、…	…、雑固体廃棄物焼却設備、雑固体減容処理設備、…	用語の適正化	-
C-8	4.3条関連	添付書類八 第1.1.7-8図, 9図	8-1-103~104	図中	③-22, 23	・原子炉建屋屋外ブローアウトパネル	削除	記載内容の適正化(工認審査反映) ・当該図はSA設備の配置図であり、「原子炉建屋屋外ブローアウトパネル」はSA設備として分類されないため記載を削除	-
C-9	40条関連	添付書類八 1.9.7.1 第40条	8-1-665	上8~上9	④-9	…津波防護対象施設(貯留堰及び取水構造物を除く。)…	…津波防護対象設備(貯留堰及び取水構造物を除く。)…	用語の適正化	-
C-10	40条関連	添付書類八 10.6.1.2.2(1)	8-10-142	上13	⑥-37	…建屋及び区画に設置された敷地において、…	…建屋及び区画の設置された敷地において、…	表現・体裁の適正化	-
C-11	40条関連	添付書類八 10.6.1.2.1	8-10-141 8-10-141~142	下9~下8 下1~上1	⑥-37 ⑥-37			記載内容の統一 ・基準津波から防護する重大事故等対処設備の適正化(貯留堰及び取水構造物を除く非常用取水設備(SA用海水ビット取水塔、海水引込み管、SA用海水ビット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプビットは、緊急用海水ポンプの流路として基準津波から防護) (本文五号ロ(2)(ii)a.(P25)、添付八1.4.2.2(1)(P8-1-205)との整合)	-
		10.6.1.2.2(1)	8-10-142	上12	⑥-37	…重大事故等対処施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)…	…重大事故等対処施設の津波防護対象設備(貯留堰及び取水構造物を除く。)…		
		10.6.1.2.2(1)a.	8-10-142	下8	⑥-38				
		10.6.1.2.2(3)	8-10-143	上12~上13	⑥-38				
		10.6.1.2.3(14)	8-10-145	上13	⑥-40				
		10.6.1.2.3(19)	8-10-147	上13~上14	⑥-41	…津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)…	…津波防護対象設備(貯留堰及び取水構造物を除く。)…		
		10.6.1.2.3(23)	8-10-148	上4~上5	⑥-41				

記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】

A : 記載内容の適正化(工認審査反映)、C : 記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B : 記載内容の適正化(その他)、D : 上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ
C-12	40条関連	添付書類八 10.6.1.3.1	8-10-150	下12~下11	⑥-43	…敷地に遡上する津波に対する防護対象設備(非常用取水設備を除く。)…	…敷地に遡上する津波に対する防護対象設備(貯留堰及び取水構造物を除く。)…	記載内容の統一 ・敷地に遡上する津波から防護する重大事故等対処設備の適正化(貯留堰及び取水構造物を除く非常用取水設備(SA用海水ビット取水塔, 海水引込み管, SA用海水ビット, 緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプビットは, 緊急用海水ポンプの流路として基準津波から防護) (添付八1.4.3.1(4)c.(P8-1-225)との整合)	-
				下3~下2	⑥-43				
		10.6.1.3.2(1)	8-10-151	上12	⑥-44				
				下10~下9	⑥-44				
		10.6.1.3.2(1)a.	8-10-151	下7	⑥-44				
		10.6.1.3.2(2)b.	8-10-152	下2~下1	⑥-45				
		10.6.1.3.2(3)	8-10-153	上6	⑥-45				
		10.6.1.3.2(5)f.	8-10-156	上2~上3	⑥-47				
		10.6.1.3.2(14)	8-10-161	下7	⑥-51				
		10.6.1.3.2(15)	8-10-162	上12	⑥-52				
		10.6.1.3.2(16)	8-10-163	上3~上4	⑥-52				
10.6.1.3.2(17)	8-10-163	下6~下5	⑥-53						
10.6.1.3.2(18)	8-10-164	上13	⑥-53						
10.6.1.3.2(21)	8-10-165	下5~下4	⑥-54						
C-13	40条関連	添付書類八 1.9.7.1 第40条	8-1-665	下1	④-9	また、非常用海水ポンプ及び緊急用海水ポンプについては、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。	また、緊急用海水ポンプについては、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、SA用海水ビット取水塔からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。	記載内容の統一 ・非常用海水ポンプについては、上段で記載があるため緊急用海水ポンプのみの記載に修正 (本文五号口(2)(ii)d.(P27), 添八10.6.1.2.2(4)(P8-10-143)との整合)	-
C-14	40条関連	添付書類八 10.6.1.2.2(4)	8-10-143	下9	⑥-38	(4) 水位変動に伴う取水性能低下による…	(4) 水位変動に伴う取水性能低下による…	用語の適正化	-
C-15	43条関連	添付書類八 1.1.7.1(1)b.	8-1-18	下12~下9	③-4	…、地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない…	…、地震により生じる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない…	記載内容の統一 ・可搬型重大事故等対処設備の保管場所の地震に対する考慮すべき事項の適正化 (本文五号口(3)(i)b.(c-1-1-2)(P88), 添八1.9.7.1第43条(P8-1-675)との整合)	-
C-16	43条関連	添付書類八 1.1.7.1(1)b.	8-1-18	下7~下6	③-4	…、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波方針」にて考慮された設計とする。	…、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波方針」及び「1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計」にて考慮された設計とする。	記載内容の統一 ・可搬型重大事故等対処設備の敷地遡上にする津波に対する設計の適正化 (本文五号口(3)(i)b.(c-1-1-2)(P88), 添八1.9.7.1第43条(P8-1-675)との整合)	-
C-17	43条関連	添付書類八 1.1.7.1(1)b.	8-1-21	上1~上2	③-6	…、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」及び「1.5.2 …	…、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」、「1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計」及び「1.5.2 …	記載内容の統一 ・可搬型重大事故等対処設備と常設の重大事故等対処設備接続口の敷地遡上にする津波に対する設計の適正化 (本文五号口(3)(i)b.(c-1-1-3)(P90), 添八1.9.7.1第43条(P8-1-678)との整合)	-

記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】

A : 記載内容の適正化(工認審査反映)、C : 記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B : 記載内容の適正化(その他)、D : 上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ
C-18	43条関連	添付書類八 1.1.7.1(1)c.	8-1-20~21	下13と下12の間	③-5	-	なお、洪水及びダム崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。	記載内容の統一 ・上述のa.(常設)、b.(可搬)があり、c.(接続口)には記載がないため追加 (添八 1.9.7.1 第43条(1)a.(c)(P8-1-678)との整合)	-
C-19	43条関連	本文 五号ホ(3)(i)b.(c-3-1)	96	上13~下11	①-7	…、自然現象による影響、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、発電所敷地又はその周辺において想定される…	…、自然現象による影響、発電所敷地又はその周辺において想定される…	記載内容の統一 ・自然現象に対する記載の適正化(津波は自然現象に含む) (添八 1.9.7.1第43条(P8-1-682)との整合)	-
		添付書類八 1.1.7.3(1)	8-1-25	上2~上4	③-8				
C-20	43条関連	本文 五号ホ(3)(i)b.(c-3-1)	98	上1~上2	①-8	…、格納容器圧力逃がし装置格納槽内、常設低圧代替注水ポンプ室、緊急用海水ポンプピット内及び…	…、格納容器圧力逃がし装置格納槽内、常設低圧代替注水系格納槽内、緊急用海水ポンプピット内及び…	記載内容の統一 ・重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計の適正化 (添八1.9.7.1第43条(P8-1-683)との整合)	-
		添付書類八 1.1.7.3(1)	8-1-26	上13~下12	③-9				
C-21	46条関連	本文 五号ホ(3)(ii)b.(b-2-3-1)	143	下11~下9	①-15	…、逃がし安全弁は、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備により…	…、逃がし安全弁は、可搬型代替直流電源設備により…	記載内容の統一(工認審査反映) ・第46条(原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備)2項の要求は、可搬型設備による対応を要求していることから、常設設備の記載を削除 (添八 5.8.2(2)c.(a)(P8-5-90)との整合)	-
		添付書類八 1.9.7.1 第46条	8-1-701	下6~下5	④-14				
C-22	46条関連	添付書類八 1.9.7.1 第46条	8-1-699~700	下1~上5	④-13	(a) 常設代替直流電源設備による逃がし安全弁機能回復 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、常設代替直流電源設備は、逃がし安全弁の作動に必要な常設直流電源系統が喪失した場合においても、緊急用電源切替盤を切り替えることにより、逃がし安全弁(7個)の作動に必要な電源を供給できる設計とする。	削除及び以降の番号(b)、(c)繰り上げ	記載内容の統一(工認審査の反映) ・第46条(原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備)2項の要求は、可搬型設備による対応を要求していることから、常設設備の記載を削除 (本文五号ホ(3)(ii)b.(b-2-1-1)(P141)、添八 5.8.2(2)a.(P8-5-87)との整合)	-
C-23	46条関連	添付書類八 1.9.7.1 第46条	8-1-700~701	下2~上1	④-14	…、非常用窒素供給系は、逃がし安全弁の作動に必要な自動減圧機能用アキュムレータの充填圧力が喪失した場合において、…	…、非常用窒素供給系は、逃がし安全弁の作動に必要な逃がし弁機能用アキュムレータ及び自動減圧機能用アキュムレータの充填圧力が喪失した場合において、…	記載内容の統一 ・逃がし安全弁を作動させるアキュムレータの適正化(逃がし弁機能用追加) (本文五号ホ(3)(ii)b.(b-2-2-1)(P142)、添八 5.8.2(2)b.(b)(P8-5-89)との整合)	-
C-24	47条関連	本文 五号ホ(3)(ii)b.(c) 添付書類八 1.9.7.1 第47条	155	上9~上10	①-17	…、残留熱除去系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、…	…、残留熱除去系及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、…	記載内容の統一 ・サポート系の故障により機能喪失するDB設備の適正化 (本文五号ホ(3)(ii)b.(c-1-2-1.c-1-2-2)(P147)、添八 5.9.2(1)b.(a)(P8-5-107)との整合)	-
		5.9.2.1	8-5-117	上4~上5	⑤-13				
		1.9.7.1 第47条	8-1-704~705	下2~下1	④-16	…、残留熱除去系(低圧注水系)が起動できない場合の…	…、残留熱除去系(低圧注水系)及び低圧炉心スプレイ系が起動できない場合の…		
C-25	47条関連	添付書類八 1.9.7.1 第47条	8-1-705	下4~下3	④-17	…重大事故等対処設備として、常設代替高圧電源装置を使用し、…	…重大事故等対処設備として、常設代替交流電源設備を使用し、…	用語の適正化	-
		本文 五号ホ(3)(ii)b.(c-1-2-4)	148	下10~下9	①-15				

記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】

A : 記載内容の適正化(工認審査反映)、C : 記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B : 記載内容の適正化(その他)、D : 上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ
C-26	47条関連	添付書類ハ 1.9.7.1 第47条	8-1-707	上5~上6	④-18	…代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	…代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	記載内容の統一 ・低圧代替注水系(可搬型)に給電可能な電源系の適正化(本文五号ホ(3)(ii)b.(c-1-3-2)(P150), 添ハ 5.9.2(1)c.(b)(P8-5-110)との整合)	-
C-27	47条関連	添付書類ハ 1.9.7.1 第47条 5.9.2.1 第47条	8-1-709 8-5-115	上11~上13 上5~上7	④-19 ⑤-11	…代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電により駆動することで、…	…代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により駆動することで、…	記載内容の統一 ・低圧代替注水系(常設)に給電可能な電源系の適正化(本文五号ホ(3)(ii)b.(c-1-3-3)(151)との整合)	P351 上8
C-28	47条関連	添付書類ハ 1.9.7.1 第47条	8-1-707	下11~下9	④-18	代替循環冷却系は、 <b>非常用交流電源設備に加えて</b> 、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	代替循環冷却系は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	記載内容の統一 ・代替循環冷却系に給電可能な電源系の適正化(本文五号ホ(3)(ii)b.(c-1-3-3)(P150), 添ハ 5.9.2(1)c.(c)(P8-5-111)との整合)	-
C-29	47条関連	添付書類ハ 5.9.2(2)	8-5-112~113	5か所	⑤-9、10	原子炉停止中において…	<b>発電用</b> 原子炉停止中において…	用語の適正化	-
C-30	47条関連	添付書類ハ 5.9.2(2)b.	8-5-113~114	下3~上3	⑤-11	…、残留熱除去系熱交換器、サブプレッション・プール、…、「(1)a.(b) 低圧炉心スプレイ系による発電用原子炉の冷却」に使用する低圧炉心スプレイ系ポンプ、サブプレッション・プール、残留熱除去系海水系ポンプ及び残留熱除去系海水系ストレーナ、…	…、残留熱除去系熱交換器、サブプレッション・チェンバ、…、「(1)a.(b) 低圧炉心スプレイ系による発電用原子炉の冷却」に使用する低圧炉心スプレイ系ポンプ、サブプレッション・チェンバ、残留熱除去系海水系ポンプ及び残留熱除去系海水系ストレーナ、…	用語の適正化	-
C-31	47条関連	添付書類ハ 1.9.7.1 第47条	8-1-710	上1~上2	④-20	常設低圧代替注水系ポンプ及び代替淡水貯槽は、 <b>屋外</b> の常設低圧代替注水系格納槽内に設置することで、…	常設低圧代替注水系ポンプ及び代替淡水貯槽は、 <b>原子炉建屋外</b> の常設低圧代替注水系格納槽内に設置することで、…	用語の適正化 (添ハ 5.9.2.1(P8-5-115)との整合)	-
C-32	47条関連	添付書類ハ 5.9.2.3	8-5-118	下9	⑤-13	代替燃料プール注水系(常設)	代替燃料プール注水系	用語の適正化	-
	51条関連	添付書類ハ 9.8.2.3	8-9-97	下8	⑥-21				-
C-33	47条関連	添付書類ハ 5.9.2.3	8-5-119	上7~上8	⑤-14	代替燃料プール注水系(可搬型)	代替燃料プール注水系	用語の適正化	-
C-34	47条関連	添付書類ハ 5.9.2.4	8-5-120	下8~下7	⑤-15	代替循環冷却系の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室から可能な設計とする。	代替循環冷却系の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は <b>設置場所での手動操作</b> が可能な設計とする。	記載内容の統一 ・5.9.2.4(環境条件等)における代替循環冷却系の弁の操作性についての記載を適正化(添ハ 5.9.2.5操作性の確保(P8-5-121)との整合)	-
C-35	48条関連	添付書類ハ 1.9.7.1 第48条	8-1-713	下5の間	④-23	-	耐圧強化ベント系の使用に際しては、代替格納容器スプレイ冷却系等による原子炉格納容器内へのスプレイは停止する運用としており、原子炉格納容器が負圧とならない。	記載内容の統一 ・耐圧ベント系使用時の格納容器の負圧防止対応について追加(本文五号ホ(4)(vi)a.(b) P160), 添ハ 5.10.2(1)b.(P8-5-133)との整合)	-
C-36	48条関連	添付書類ハ 1.9.7.1 第48条	8-1-716	上2~上3	④-25	…、原子炉建屋内の格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系と…	…、原子炉建屋外の格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系と…	用語の適正化 (本文五号ホ(4)(vi)b.(a)(P163), 添ハ 5.10.2.1.(P8-5-137)との整合)	-
C-37	49条関連	添付書類ハ 1.9.7.1 第49条	8-1-718	上12~上13	④-26	代替格納容器スプレイ冷却系(常設)は、 <b>非常用交流電源設備に加えて</b> 、代替所内電気設備を経由した…	代替格納容器スプレイ冷却系(常設)は、代替所内電気設備を経由した…	記載内容の統一 ・代替格納容器スプレイ冷却系に給電可能な電源系の適正化(本文五号リ(3)(ii)a.(a-1-1)(P210), 添ハ 9.6.2(1)a.(a).(P8-9-48)との整合)	-

記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】

A : 記載内容の適正化(工認審査反映)、C : 記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B : 記載内容の適正化(その他)、D : 上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ
C-38	49条関連	添付書類八 1.9.7.1 第49条	8-1-719	上2~上3	④-27	代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)は、 <b>非常用交流電源設備に加えて</b> 、代替所内電気設備を経由した…	代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)は、代替所内電気設備を経由した…	記載内容の統一 ・代替格納容器スプレイ冷却系に給電可能な電源系の適正化 (本文五号リ(3)(ii)a.(a-1-2)(P211), 添八 9.6.2(1)a.(b).(P8-9-49)との整合)	-
			8-1-722	上1~上2	④-29			記載内容の統一 ・代替格納容器スプレイ冷却系に給電可能な電源系の適正化 (本文五号リ(3)(ii)a.(b-1-2)(P214), 添八 9.6.2(2)a.(b).(P8-9-54)との整合)	-
C-39	49条関連	添付書類八 1.9.7.1 第49条	8-1-722	上9~下11 下4~下2	④-29 ④-30	…、「(1)b.(a) 代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器の冷却」と同じである。	…、「(1)a.(a) 代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器の冷却」と同じである。	用語の適正化	-
C-40	49条関連	添付書類八 9.6.2(2)b.(c)	8-9-55	上12~上15	⑥-11	…、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)及び <b>残留熱除去系(サブプレッション・プール冷却系)</b> が起動できない場合の重大事故等対処設備は、「(1)b.(c) …	…、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が起動できない場合の重大事故等対処設備は、「(1)b.(c) …	記載内容の統一 ・常設代替交流電源設備による残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)の復旧の記載のため、残留熱除去系(サブプレッション・プール冷却系)の記載は削除。(本文五号リ(3)(ii)a.(b-2-3)(P215), 添八 1.9.7.1第49条.(P8-1-723)との整合)	-
C-41	50条関連	添付書類八 1.9.7.1 第50条	8-1-727	上6~上7	④-33	…、残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器内へスプレイすることで、…	…、残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器内へスプレイするとともに、 <b>原子炉注水及びサブプレッション・チェンバのプールの除熱を行う</b> ことで、…	記載内容の統一 ・代替循環冷却系の除熱に係る記載の適正化 (本文五号リ(3)(ii)b.(a)(P220), 添八 9.7.2(1).(P8-9-69)との整合)	-
C-42	50条関連	添付書類八 1.9.7.1 第50条	8-1-727	上11~上14	④-34	…常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 残留熱除去系熱交換器は、代替循環冷却系で使用する緊急用海水系により冷却できる設計とする。	…常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。 残留熱除去系熱交換器は、代替循環冷却系で使用する <b>残留熱除去系海水系又は緊急用海水系</b> により冷却できる設計とする。	記載内容の統一 ・代替循環冷却系に給電可能な代替電源及び海水系の適正化 (本文五号リ(3)(ii)b.(a)(P221), 添八 9.7.2(1).(P8-9-70)との整合)	-
C-43	50条関連	添付書類八 1.9.7.1 第50条	8-1-728	下5~下3	④-35	…、原子炉格納容器が負圧とならない。また、格納容器圧力逃がし装置使用後においても、…	…、原子炉格納容器が負圧とならない。 <b>仮に、原子炉格納容器内にスプレイする場合においても、原子炉格納容器内圧力が規定の圧力まで減圧した場合には、原子炉格納容器内へのスプレイを停止する運用とする。</b> また、格納容器圧力逃がし装置使用後においても、…	記載内容の統一 ・フィルタベント時の格納容器スプレイによる負圧防止の運用の記載適正化 (本文五号リ(3)(ii)b.(b)(P222), 添八 9.7.2(2).(P8-9-72)との整合)	p376 上18
C-44	50条関連	添付書類八 1.9.7.1 第50条	8-1-729	下5~下3	④-35	代替循環冷却系及び格納容器圧力逃がし装置は、…設計とする。また、格納容器圧力逃がし装置は、…	代替循環冷却系は、 <b>非常用交流電源設備に対して多様性を有する常設代替交流電源設備からの給電により駆動できる設計とする。</b> また、格納容器圧力逃がし装置は、…設計とする。 格納容器圧力逃がし装置は、…	記載内容の統一 ・代替循環冷却系に給電可能な代替電源の適正化(格納容器圧力逃がし装置と書き分け) (本文五号リ(3)(ii)b.(b)(P223, 224), 添八 9.7.2.1.(P8-9-74~75)との整合)	-
C-45	51条関連	添付書類八 9.8.2	8-9-89	下7~下6	⑥-16	…ベデスタル(ドライウエル部)にあらかじめ十分な <b>水量</b> を確保し…	…、ベデスタル(ドライウエル部)にあらかじめ十分な <b>水位</b> を確保し、…	用語の適正化 (本文五号リ(3)(ii)c.(P227), 添八 1.9.7.1第51条.(P8-1-731)との整合)	-
C-46	51条関連	本文 五号リ(3)(ii)c.(b) 添付書類八 9.8.2.1	232	上10~上11	①-28	…代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備…	…代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備 <b>又は可搬型代替交流電源設備</b> …	記載内容の統一 ・格納容器下部注水系(常設)の常設低圧代替注水系ポンプに給電可能な代替電源の適正化。(添八 1.9.7.1 第49条(P8-1-719)との整合)	-
			8-9-95	上6~上7	⑥-20				

記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】

A : 記載内容の適正化(工認審査反映)、C : 記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B : 記載内容の適正化(その他)、D : 上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ
C-47	51条関連	添付書類八 1.9.7.1 第51条	8-1-735	下7~下5	④-40	…代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備、…	…代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備…	記載内容の統一 ・格納容器下部注水系(常設)の常設低圧代替注水系ポンプに給電可能な代替電源の適正化。 (本文五号リ(3)(ii)c.(b-5)(P232), 添八 9.8.2.1.(P8-9-95)との整合)	-
C-48	51条関連	添付書類八 9.8.2.5	8-9-100	上6~上8	⑥-23	可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプを接続する接続口については、簡便な接続とし、接続治具を用いてホースを確実に接続することができる設計とする。	可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプを接続する接続口については、一般的に使用される工具を用いて接続可能なフランジ接続によりホースを確実に接続することができる設計とする。また、接続口の口径を統一する設計とする。	記載内容の統一 ・接続方法の記載の適正化 (添八 P8-4-53, P8-5-121, P8-9-62等との整合)	p317 上6
C-49	53条関連	本文 五号リ(4)(V)b.(a) 添付書類八 1.9.7.1 第53条	255 8-1-742	上3~上4 下3~下2	①-31 ④-43	常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備については、…	常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備については、…	記載内容の統一 ・水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に係る代替電源設備の適正化 (添八9.10.2(1)c.(a)(P8-9-124)との整合)	-
C-50	54条関連	添付書類八 1.9.7.1 第54条	8-1-745~746	下1~上2	④-46	…代替燃料プール注水系(注水ライン)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した…	…代替燃料プール注水系(注水ライン)は、代替所内電気設備を経由した…	記載内容の統一 ・可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン)に給電可能な代替電源の記載の適正化 (本文五号二(3)(ii)a.(a-2)(P118)(P120), 添八 4.3.2(1)a.(b).(P8-4-31)との整合)	-
C-51	54条関連	添付書類八 1.9.7.1 第54条	8-1-747	下9と下8の間	④-47	-	可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)は、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	記載内容の統一 ・可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)に給電可能な代替電源の記載の追加 ・本文五号二(3)(ii)a.(a-4)(P120), 添八 4.3.2(1)a.(d).(P8-4-34)との整合	-
C-52	54条関連	添付書類八 1.9.7.1 第54条	8-1-750	上1~上3	④-49	…代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した…	…代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)は、代替所内電気設備を経由した…	記載内容の統一 ・可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)に給電可能な代替電源の記載の適正化 (本文五号二(3)(ii)b.(a-2)(P123), 添八 4.3.2(2)a.(b).(P8-4-38)との整合)	-
C-53	54条関連	本文 五号二(3)(ii)d.(a) 添付書類八 1.9.7.1 第54条	126 8-1-752	上5 上8	①-13 ④-50	代替燃料プール冷却系による使用済燃料プール冷却	代替燃料プール冷却系による使用済燃料プール除熱	用語の適正化 ・添八 4.3.2(4)a.(P8-4-43)との整合	-
C-54	54条関連	本文 五号二(3)(ii)d.(a)	126	上10~上12	①-13	…、非常用交流電源設備及び原子炉補機冷却系が機能喪失した場合でも、常設代替交流電源設備及び緊急用海水系を用いて、…	…、非常用交流電源設備及び原子炉補機冷却系が機能喪失した場合でも、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備及び緊急用海水系を用いて、…	記載内容の整合 ・代替燃料プール冷却系(ESWを含む)のに給電可能な代替電源の記載の適正化 ・代替電源の供給ルートの明確化。 (添八 4.3.2(4)a.(P8-4-43)との整合)	-
C-55	54条関連	添付書類八 1.9.7.1 第54条	8-1-752	下11~下9	④-50	…、非常用交流電源設備及び原子炉補機冷却系が機能喪失した場合でも、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急用海水系を用いて、…	…、非常用交流電源設備及び原子炉補機冷却系が機能喪失した場合でも、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備及び緊急用海水系を用いて、…	記載内容の整合 ・代替燃料プール冷却系(ESWを含む)のに給電可能な代替電源の記載の適正化 ・代替電源の供給ルートの明確化。 (添八 4.3.2(4)a.(P8-4-43)との整合)	-

記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】

A : 記載内容の適正化(工認審査反映)、C : 記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B : 記載内容の適正化(その他)、D : 上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ
C-56	56条関連	本文 五号リ(3)(ii)フ.(a-1)	243	下11~下10	①-30	…、また、使用済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の…	…、また、 <b>格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置へのスクラッピング水補給の水源として、さらに、</b> 使用済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した場合の…	記載内容の適正化(工認審査反映) ・重大事故等の収束に必要な水の供給設備の設計方針のうち代替淡水貯槽を水源とした補給先の記載を適正化(添八1.9.7.1 第56条(P8-1-756,757)との整合)	-
		添付書類八 9.12.2(1)a.	8-9-148	上10~上11	⑥-28				-
		本文 五号リ(3)(ii)フ.(a-2)	244	上8~上9	①-30	…の水源として、また、使用済燃料プールの注水に使用する設計基準事故対処設備が…	…の水源として、また、 <b>格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置へのスクラッピング水補給の水源として、さらに、</b> 使用済燃料プールの注水に使用する設計基準事故対処設備が…	記載内容の適正化(工認審査反映) ・重大事故等の収束に必要な水の供給設備の設計方針のうち西側淡水貯水設備を水源とした補給先の記載を適正化(添八1.9.7.1 第56条(P8-1-758)との整合)	-
		添付書類八 9.12.2(1)b.	8-9-149	上1~上2	⑥-29				-
		1.9.7.1 第56条	8-1-756	下5~下3	④-62	…、「第四十九条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」「第五十条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」及び…	…、「第四十九条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備」及び…	記載内容の統一 ・代替淡水貯槽、西側淡水貯水設備を水源とした設備の関連条文の適正化(添八 9.12.2(1)a.(P8-9-148)、添八 9.12.2(1)b.(P8-9-149)との整合)	-
		1.9.7.1 第56条	8-1-757	上11~上13					
C-57	56条関連	添付書類八 1.9.7.1 第56条	8-1-760	上4	④-64	…及び純水貯蔵タンクの淡水、可搬型代替注水大型ポンプは、…	…及び純水貯蔵タンクの淡水を、可搬型代替注水大型ポンプは、…	表現・体裁の適正化	-
C-58	51条関連	添付書類八 1.9.7.1 第51条	8-1-733	上12~下11	④-38	格納容器下部注水系(可搬型)は、代替淡水源(代替淡水貯槽を除く)が枯渇した場合において、重大事故等の収束に必要な水の供給設備である可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより海を利用できる設計とする。	削除	表現・体裁の適正化 ・記載が重複しているため削除	-
C-59	51条関連	本文 五号リ(3)(ii)フ.c.(b- 添付書類八 1.9.7.1 第51条	232	下3	①-29	…、西側淡水貯槽設備を水源とすることで、…	…、西側淡水貯水設備を水源とすることで、…	用語の適正化	-
		添付書類八 1.9.7.1 第51条	8-1-736	上5~上6	④-40				-
		9.8.2.1 第51条	8-9-95	下8~下7	⑥-20				-
C-60	17条関連	添付書類八 1.9.7.1 第17条	8-1-599	下4~下3	④-7	(2) 原子炉冷却材系を構成する機器及び配管(一次冷却材設備系配管及び弁)	(2) 原子炉冷却材系を構成する機器及び配管(主蒸気管及び給水管のうち原子炉側からみて第二隔離弁を含むまでの範囲)	記載内容の適正化(工認審査反映) ・基準規則解釈(第17条1項二号)に合わせBWRの記載に修正	-
C-61	45条関連	本文 五号ホ(3)(ii)フ.b.(a) 添付書類八 1.9.7.1 第45条	137	上2~上4	①-14	…、また、高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び常設代替直流電源設備の機能喪失により…	…、また、高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備及び <b>可搬型代替直流電源設備</b> の機能喪失により…	記載内容の適正化(工認審査反映) ・高圧代替注水系に給電可能な代替電源設備の適正化。(本文ホ(3)(ii)フ.b.(a-1-1)(P136の下3)との整合)	-
		添付書類八 5.7.2(1)a.	8-1-695	上8~上10	④-10				-
		5.7.2(1)a.	8-5-70	上12~上14	⑤-6				-
		本文 五号ホ(3)(ii)フ.b.(b- 2-2-2) 添付書類八 1.9.7.1 第46条	143	上9~上11	①-14	なお、非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ポンベの圧力が低下した場合は、現場で高圧窒素ポンベの取替えが可能な設計とする。	なお、非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ポンベの圧力が低下した場合は、現場で <b>非常用逃がし安全弁駆動系</b> 高圧窒素ポンベの取替えが可能な設計とする。	用語の適正化(工認審査反映) ・ポンベ名称を明記	-
C-62	46条関連	添付書類八 1.9.7.1 第46条	8-1-701	下11~下10	④-14				-
		5.8.2(2)b.(b)	8-5-89	下13~下12	⑤-9				-
C-63	46条関連	添付書類八 5.8.2(2)b.(a)	8-5-88	下6~下5	⑤-8	なお、非常用窒素供給系高圧窒素ポンベの圧力が低下した場合は、現場で高圧窒素ポンベの取替えが可能な設計とする。	なお、非常用窒素供給系高圧窒素ポンベの圧力が低下した場合は、現場で <b>非常用窒素供給系</b> 高圧窒素ポンベの取替えが可能な設計とする。	用語の適正化(工認審査反映) ・ポンベ名称を明記	-



記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】

A : 記載内容の適正化(工認審査反映)、C : 記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B : 記載内容の適正化(その他)、D : 上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ
C-64	49条関連	本文 五号リ(3)(ii)a.(a-1-1)	210	下13~下11	①-23	…、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	…、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	用語の適正化(工認審査反映)	-
C-65	49条関連	本文 五号リ(3)(ii)a.(a-1-2) 添付書類八 9.6.2(1)a.(b)	211 8-9-49	上5~上7 下7~下5	①-24 ⑥-7	…、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	…、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	記載内容の適正化(工認審査反映) ・代替格納容器スレイ冷却系(可搬型)への給電設計の記載を適正化 (添八 1.9.7.1 第49条(P8-1-719)との整合)	-
C-66	54条関連	本文 五号ニ(3)(ii)a.(a-4)  添付書類八 1.9.7.1 第54条  添付書類八 4.3.2(1)a.(d) 4.3.2(1)a.(e) 4.3.2(2)a.(b) 4.3.2(2)a.(c)	120 121 123 124 8-1-747 8-1-748 8-1-750 8-1-751 8-4-34 8-4-36 8-4-39 8-4-40	下2 下4~下3 下4~下3 下6~下5 下6~下3 下11~下8 上7~上10 上1~上4 下5~下2 上9~上12 上4~上7 下10~下7	①-10 ①-11 ①-12 ①-12 ④-47 ④-48 ④-49 ④-49 ⑤-1 ⑤-2 ⑤-3 ⑤-4	可搬型代替注水大型ポンプ	可搬型代替注水中型ポンプ	用語の適正化(工認審査反映) (追補1.111との整合)	-
C-67	55条関連	本文 五号リ(3)(ii)e. 添付書類八 1.9.7.1 第55条 9.11.2	239 8-1-753 8-9-135	下6~下2 上10~下11 上10~下11	①-29 ④-60 ⑥-26	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として、原子炉建屋放水設備及び海洋拡散抑制設備を設ける。	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために、原子炉建屋放水設備及び海洋拡散抑制設備を設ける。	表現・体裁の適正化(工認審査反映)	-
C-68	46条関連	添付書類八 5.8.2	8-5-86	上8~上9	⑤-7	・自動減圧系の起動阻止スイッチ(6.8 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備)	・自動減圧系の起動阻止スイッチ(6.7 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備)	用語の適正化(工認審査反映)	-

記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】

A : 記載内容の適正化(工認審査反映)、C : 記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B : 記載内容の適正化(その他)、D : 上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ
C-69	40条関連	本文 五号口(2)(ii)	25	下7~下5	①-2	また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備を津波からの防護対象とし、重大事故等対処施設の津波防護対象設備という。	また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備のうち津波から防護する設備を「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。	記載内容の統一(工認審査反映) ・DB耐津波設計の記載(本文五号口(2)(i)(P22))との整合	-
C-70	32条関連	添付書類八 9.1.1.4.1(3)	8-9-7	上12~下11	⑥-4	(3) 真空破壊装置 冷却材喪失事故後、ドライウェル内蒸気の凝縮が進み、ドライウェル圧力がサブプレッション・チェンバ圧力より下ると、真空破壊装置が自動的に働き、サブプレッション・プール水のドライウェルへの逆流、あるいはドライウェルの破損を防止する。	(3) 真空破壊装置 冷却材喪失事故後、ドライウェル圧力がサブプレッション・チェンバ圧力より低下した場合に圧力差により自動的に働き、サブプレッション・チェンバのプール水逆流並びにドライウェルとサブプレッション・チェンバの差圧によるダイヤフラム・フロア及び原子炉圧力容器基礎の破損を防止できる設計とする。	表現・体裁の適正化(工認審査反映) ・真空破壊装置の設計目的の適正化(RPV基礎の破損防止の追加と表現の適正化)	-
C-71	共通	本文 五号イ(2) 五号口(3)(i)b.(c-1-1-2) 添付書類八 第10.5-3表 添付書類十 6.2.4.1(3)c.	13 89 8-10-116 10-6-33	下3 上6 上1, 下2 上10	①-1 ①-5 ⑥-36 ⑦-8	箇所	箇所	用語の適正化(工認審査反映)	-
C-72	43条関連	本文 五号口(3)(i)b.(c-1-1-3)	91~92		①-6	建屋等内及び建屋等壁面の適切に離隔し、かつ、隣接しない位置に複数箇所を設置する。	接続口を建屋等内及び建屋等壁面から適切に離隔距離を確保し、かつ、隣接しない位置に複数箇所を設置する。	表現・体裁の適正化(工認審査反映)	-
C-73	40条関連	本文 五号口(2)(iii)	27~28	下11~上10	①-2	「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」 対象4箇所	「設置許可基準規則」	用語の適正化	-
C-74	6条関連	添付書類八 1.7.5	8-1-440	下3~下2	③-40	…給排気口の閉塞により安全機能を損なわない設計とする。	…給排気口を閉塞させないことにより安全機能を損なわない設計とする。	表現・体裁の適正化(工認審査反映) ・現状の記載は「閉塞することにより安全機能を損なわない」とも読める記載であるため文章を適正化	-
C-75	6条関連	添付書類八 第1.7.9-3表	8-1-511		③-41	①油倉庫の品名:重油 ②タービン建屋の品名 :リン酸エステル油 ③No.1保修用油倉庫の品名 ・ガソリン 0.1m <sup>3</sup> ・ラッカー等 4.0m <sup>3</sup> ④緊急時対策所建屋 (旧緊急時対策室) ⑤緊急時対策所建屋地下タンク (旧緊急時対策室) ⑥オイルサービスタンクの危険物の種類:第二石油類	①油倉庫の品名:絶縁油 ②タービン建屋の品名 :第三リン酸エステル油 ③No.1保修用油倉庫の品名 ・ラッカー等 0.1m <sup>3</sup> ・軽油 4.0m <sup>3</sup> ④緊急時対策室建屋 ⑤緊急時対策室建屋地下タンク ⑥オイルサービスタンクの危険物の種類:第三石油類	用語の適正化 ・「第1.7.9-3表 発電所敷地内に設置している屋外の危険物貯蔵施設等の一覧」の設備名等の一部適正化	-
C-76	9条関連	添付書類八 1.6.3.1	8-1-386	上11	③-38	※3 クラス1配管は2.4Sm以下、クラス2、3又は被安全系配管は0.8Sa以下	※3 クラス1配管は2.4Sm以下、クラス2、3又は非安全系配管は0.8Sa以下	用語の適正化	-

記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】

A：記載内容の適正化(工認審査反映)、C：記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B：記載内容の適正化(その他)、D：上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ
C-77	9条関連	添付書類八 1.6.5.2	8-1-397	上6	③-39	b.想定破損による溢水に対しては、破損を想定する配管について、補強工事等の実施 <b>実施</b> により発生応力・・・	b.想定破損による溢水に対しては、破損を想定する配管について、補強工事等の実施により発生応力・・・	表現・体裁の適正化	-
C-78	9条関連	添付書類八 1.6.5.2	8-1-397	上8	③-39	c.地震起因による溢水に対しては、破損を想定する機器について耐震 <b>対</b> 対策工事を実施することにより・・・	c.地震起因による溢水に対しては、破損を想定する機器について耐震対策工事を実施することにより・・・	用語の適正化	-
C-79	34条関連	添付書類八 10.9.1.2(4)	8-10-213	7行目	⑥-58	(4) 緊急時対策所 <b>の</b> は、・・・	(4) 緊急時対策所 <b>には</b> 、・・・	表現・体裁の適正化	-
C-80	47条関連	本文十号 第10-1表 1.4	438	上6～上7	①-33	・・・、溶融炉心が原子炉格納容器内に残存した場合においても原子炉格納容器の破損を防止するため、・・・	・・・、溶融炉心が原子炉 <b>圧力</b> 容器内に残存した場合においても原子炉格納容器の破損を防止するため、・・・	用語の適正化	-
		添付書類十 第5.1-1表 1.4	10-5-50	上6～上7	⑦-1				
C-81	49条関連	本文十号 第10-1表 1.6	448	下9～下6	①-34	・・・、代替格納容器冷却系(常設)に異常がなく、交流動力電源及び水源(代替淡水貯槽)が確保されている場合は、代替格納容器スプレイ系(常設)により原子炉格納容器内を冷却する。	・・・、代替格納容器 <b>スプレイ</b> 冷却系(常設)に異常がなく、交流動力電源及び水源(代替淡水貯槽)が確保されている場合は、代替格納容器スプレイ <b>冷却系</b> (常設)により原子炉格納容器内を冷却する。	用語の適正化	-
		添付書類十 第5.1-1表 1.6	10-5-60	下9～下6	⑦-2				
C-82	49条関連	追補1 1.6 第1.6-29図	1.6-126		⑧-35	優先① 代替格納容器 <b>冷却系スプレイ</b> (常設)による原子炉格納容器内へのスプレイ	優先① 代替格納容器 <b>スプレイ冷却系</b> (常設)による原子炉格納容器内へのスプレイ	用語の適正化	-
C-83	57条関連	添付書類八 1.9.7.1 第57条	8-1-766	下7	④-70	・・・2C・2D非常用ディーゼル発電機・・・	・・・2C・2D非常用ディーゼル発電機 <b>及び</b> 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機・・・	記載内容の統一 ・多様性、位置的分散及び独立性の対象となるDB設備の適正化 (本文五号 又(iv)(P263～P267)、添八10.2.2.1(P8-10-42～47)との整合)	-
				下3	④-70				
			8-1-767	上10～上11	④-70				
			8-1-767～768	下1～上1	④-71				
			8-1-768	上5～上6	④-71				
8-1-769	上2～上3	④-71							
C-84	57条関連	添付書類八 1.9.7.1 第57条	8-1-768	下5～下4	④-71	・・・125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2B・・・	・・・125V系蓄電池A系・B系 <b>及び</b> HPCS系から直流125V主母線盤2A・2B <b>及び</b> HPCS・・・	記載内容の統一 ・多様性、位置的分散及び独立性の対象となるDB設備の適正化 (本文五号 又(iv)(P263～P267)、添八10.2.2.1(P8-10-42～47)との整合)	-

記載内容の適正化等の対象箇所抽出リスト

【分類】

A : 記載内容の適正化(工認審査反映)、C : 記載内容の統一、用語・表現・体裁の適正化  
 B : 記載内容の適正化(その他)、D : 上記以外

分類別 No.	修正資料名 (該当資料)	項目番号	頁	行	比較表 ページ	第4回補正時点	修正案	理由	審査書(案) 当該ページ
C-85	57条関連	添付書類八 1.9.7.1 第57条	8-1-769	上4~上5	④-72	…125V系蓄電池A系・B系…	…125V系蓄電池A系・B系及びHPCS系…	記載内容の統一 ・多様性、位置的分散及び独立性の対象となるDB設備の適正化 (本文五号 又(iv)(P263~P267), 添八10.2.2.1 (P8-10-42~47)との整合)	-
C-86	57条関連	添付書類八 1.9.7.1 第57条	8-1-769	上9~上10	④-72	…2C・2D非常用ディーゼル発電機及び125V蓄電池A系・B系…。	…2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機並びに125V蓄電池A系・B系及びHPCS系…。	記載内容の統一 ・多様性、位置的分散及び独立性の対象となるDB設備の適正化 (本文五号 又(iv)(P263~P267), 添八10.2.2.1 (P8-10-42~47)との整合)	-
C-87	57条関連	添付書類八 1.9.7.1 第57条	8-1-770 8-1-770 8-1-770~771	下10 下9~下8 下1~上1	④-73 ④-73 ④-73	…2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ…	…2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ…	記載内容の統一 ・多様性、位置的分散及び独立性の対象となるDB設備の適正化 (本文五号 又(iv)(P263~P267), 添八10.2.2.1 (P8-10-42~47)との整合)	-
C-88	57条関連	添付書類八 1.9.7.1 第57条	8-1-770	下2	④-73	…非常用交流電源設備2C系及び2D系…	…非常用交流電源設備2C系、2D系及びHPCS系…	記載内容の統一 ・多様性、位置的分散及び独立性の対象となるDB設備の適正化 (本文五号 又(iv)代替電源(P267), 添八10.2.2.1 (P8-10-47)との整合)	-
C-89	33条関連	添付書類八 10.1.1.1	8-10-2	下8	⑥-32	…影響を局所化できるとともに…	…影響を局所化できるとともに…	表現・体裁の適正化	-
C-90	33条関連	添付書類八 10.3.3.1	8-10-75	下11	⑥-35	…村松・原子力1号線…	…村松線・原子力1号線…	用語の適正化	-
C-91	有効性関連	添付書類十 第7.2.2-1図	10-7-659		⑦-11	代替循環冷却系ポンプ(B)の吐出側配管をまたぐ半円の位置ズレ	・左記の半円の位置を修正	表現・体裁の適正化	-
C-92	大規模損壊	添付書類十 5.2.1.1 (3) b. (c) 第6.2-4表	10-5-131 10-5-167	下1 下1	⑦-4 ⑦-5	高圧窒素ガスポンベ	高圧窒素ポンベ	用語の適正化	-
C-93	有効性関連	添付書類十	10-6-33	下5	⑦-8	停止中に実施される試験等により	停止中に実施される検査等により	用語の適正化	-
C-94	有効性関連	添付書類十	10-7-853	第7.4.2-1図	⑦-12	系統概略図の代替淡水貯槽の線が0.75ポイント	系統概略図の代替淡水貯槽の線が1.5ポイント	表現・体裁の適正化 ・緩和設備として使用中の設備は1.5ポイントの線にするルール	-
C-95	5条関連	添付書類八 第1.4-1表	8-1-247	下3	③-37	※4 ( )内は、朔望平均干潮位T.P.-0.81m、…	※4 朔望平均干潮位T.P.-0.81m、…	表現・体裁の適正化	-
C-96	補正書	添付書類六 6.2.2.1.1.2 (2)	6-6-4	上7	②-1	「(1)2011年東北地方太平洋沖地震の知見に関連する知見」を踏まえ、…	「(1)2011年東北地方太平洋沖地震に関連する知見」を踏まえ、…	表現・体裁の適正化	-
C-97	57条関連	追補1 1.14 第1.14.1-2表	1.14-101~107		⑧-1~8	-	比較表参照	記載内容の適正化 ・補1「1.14電源の確保に関する手順等」の文中記載の手順内容(判断・操作)との整合による適正化	-